

件 名

令和 6 年度体罰等の実態把握の結果について

提出理由

体罰等の実態把握のため、令和 6 年度中の体罰等の発生状況（体罰等の有無、態様等）について調査したので、その結果を別紙のとおり報告します。

概 要

1 調査の趣旨

児童生徒に対する体罰等の実態を把握し、体罰等禁止の徹底を図り、信頼関係に立つ教育の推進に資する。

2 調査内容

令和 6 年度中の体罰等発生状況（体罰等の有無、態様等）

3 調査対象期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日

（県立学校人事課）

4 調査対象

県内全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校（さいたま市立学校を除く。）

（市町村立） 小学校 6 8 6 校、中学校 3 5 1 校、義務教育学校 3 校、
高等学校 2 校、特別支援学校 2 校

（県立） 中学校 1 校、高等学校 1 3 7 校、特別支援学校 3 8 校

5 調査方法

各校で児童生徒、保護者、教職員へアンケート調査の上、聴き取り等を実施

6 調査結果の概要

（１）発生件数 計 1 9 件

小学校 4 件、中学校 4 件、高等学校 1 0 件、特別支援学校 1 件

（小学校は義務教育学校の前期課程を、中学校は義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）

（２）主な場面

授業中 1 1 件、部活動 6 件、放課後 1 件、その他 1 件

(3) 主な態様

棒などの道具を用いてたたく 3 件、胸ぐらをつかむ 3 件、暴言・威嚇 3 件、素手でたたく 2 件、蹴る 2 件、投げる・転倒させる 2 件、ものを投げつける 1 件、その他 3 件

(4) 主な被害

精神的苦痛 8 件、外傷 3 件、打撲 3 件、負傷なし 5 件

7 県教育委員会等の対応

免職 1 件、停職 1 件、減給 1 件、戒告 1 件、訓告等 1 4 件 計 1 8 件

表 1 令和 6 年度に発生した体罰等

概 要	小	中	高	特	計
発生件数	4 (1)	4 (0)	10 (9)	1 (3)	19 (13)
発生学校数	4 (1)	4 (0)	9 (7)	1 (3)	18 (11)
体罰等を行った職員数	4 (1)	4 (0)	9 (7)	1 (3)	18 (11)
被害児童生徒数	4 (1)	8 (0)	18 (10)	1 (3)	31 (14)

() 内は令和 5 年度

表2 主な場面

	小	中	高	特	計
授業中	3	2	5	1	11
放課後			1		1
休み時間					0
給食時					0
清掃時					0
部活動		2	4		6
ホームルーム					0
学校行事					0
その他	1				1
計	4	4	10	1	19

表3 主な場所

	小	中	高	特	計
教室	4	1	2		7
特別教室		1	1		2
職員室					0
運動場・体育館		1	4		5
生徒指導室・ 相談室					0
廊下・階段		1		1	2
実習室			1		1
その他			2		2
計	4	4	10	1	19

表4 主な態様

	小	中	高	特	計
素手でたたく	1			1	2
棒などの道具を用いてたたく			3		3
蹴る		1	1		2
投げる・転倒させる	1		1		2
胸ぐらをつかむ		1	2		3
身体を強く押す					0
ものを投げつける			1		1
暴言・威嚇	1		2		3
正座をさせる					0
その他	1	2			3
計	4	4	10	1	19

表5 主な被害

主な被害	小	中	高	特	計
死亡					0
骨折					0
捻挫					0
鼓膜損傷					0
外傷	2	1			3
打撲		2		1	3
鼻血					0
髪を切られる					0
精神的苦痛			8		8
負傷なし	2	1	2		5
その他					0
計	4	4	10	1	19

表 6 把握のきっかけ（複数可）

	小	中	高	特	計
児童生徒の訴え	1		4		5
保護者の訴え	3	4	2		9
教員の申告	1			1	2
第三者の通報			4		4
その他					0

表 7 把握の手法＊（複数可）

	小	中	高	特	計
当事者教員	4	4	7	1	16
その他教員	2	3	2		7
被害児童生徒	3	4	4		11
その他児童生徒	2	2	4		8
保護者	4	3	4		11
その他（第三者）			1		1

＊ 事実関係の把握の手法のことであり、体罰事案把握のための事情聴取対象者を指す。

県教育委員会等の対応

表 8 処分等（当事者）

	小	中	高	特	計
免職		1			1
停職		1			1
減給			1		1
戒告				1	1
（訓告等）	4	2	8		14
計	4	4	9	1	18

表 9 処分等（監督者）

	小	中	高	特	計
免職					0
停職					0
減給					0
戒告		1			1
（訓告等）	2	2	1		5
計	2	3	1		6

※ 懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）は、任命権者（県教育委員会）が行う。
 訓告等は、服務監督権者（県立学校教員の場合は県教育委員会、市町村立学校教員の場合は当該市町村の教育委員会）が行う。

表 1 0 体罰等を起こした教員の年齢構成

年代	小	中	高	特	合計
20歳代	1	1			2
30歳代		1	2		3
40歳代			3	1	4
50歳代	1	1	2		4
60歳代	2	1	2		5
計	4	4	9	1	18

表 1 1 体罰等発生件数の推移（過去 5 年）

年度	小	中	高	特	合計
令和 2 年度	1	2	6	1	10
令和 3 年度	1	3	12	2	18
令和 4 年度	4	8	4	0	16
令和 5 年度	1	0	9	3	13
令和 6 年度	4	4	10	1	19

※ 主な具体例

校種	年齢	場所	内容	本人の理由	分析
高等学校	40代	生徒会室	■生徒会役員の配慮が不十分であったとして、生徒会役員に対して暴言を大声で繰り返した。また、生徒に向けて椅子を払った。	■冷静な判断ができなかった。それを自分がどう乗り越えていくかについて、正しい知識を持っていなかった。	■感情のままに暴言や物にあたっている。 ■怒りのコントロールができていない。
特別支援学校	40代	廊下	■児童が言うことをきかなかったことに感情的になり、前方から両手で児童の両手首を押さえつけた。その後、当該職員は、左手で児童の右胸部分を押さえつけ、右手拳で児童の頭頂部を1回叩いた。	■生徒の特性や危険回避の準備ができていたら、こういうことにならなかった。自分の力量不足。	■一人で対応しており指導方法の知識不足である。 ■指導が入らないことに感情的になった。
中学校	60代	音楽室等	■部活動の生徒に対し、他の生徒の前で、暴言を発した。また、生徒に対し、黒板消しを投げつけるなどの威嚇や左手で胸ぐらを掴んで壁に押し当てる、頭を両手でつかみ、左耳の後ろに傷を負わせるなどの体罰を行った。	■生徒の発達特性を理解しようとせず、一方的な思い込みにより、怒りの感情を生徒にぶつけてしまった。	■生徒理解の欠如 ■感情のままに暴言や物にあたっている。 ■怒りのコントロールができていない。

調査結果を踏まえた今後の対応策

1 調査から分かったこと

- ・アンガーマネジメントができておらず、生徒に対して感情的になることや従来の指導方法からの変革意識に乏しいことから、体罰以外の指導方法を有効に活用することができていない。
- ・全学校種において、授業中の体罰が多発している。教員は授業を一人で行うことが多く、繰り返しの指導が伝わらない場合もあり、生徒の特性に応じた冷静な判断や対応ができていない。
- ・部活動における体罰が引き続き発生しており、昨年度から減少していない。

2 課題

- ・自分の思考や認知の癖が体罰につながる可能性を認識し、人権の尊重を意識することで、体罰に頼らない指導力を身に付けることが必要である。
- ・教員間のコミュニケーションを増やし、異なる視点や助言を得ることで生徒の特性を理解し、自らの指導法を見直すことが必要である。
- ・部活動指導は、生徒の主体性を重視し、研究に基づいた効果的な指導方法を取り入れることでより良い指導体制への転換が必要である。

3 対応策

- ・令和7年3月に新たに追加した「不祥事防止のための心理と行動のワークシート体罰編」を毎月1～2回繰り返し行うN字型研修において活用する。繰り返し研修を行うことで、自分自身の振り返りをしやすくし、体罰防止に対する意識を向上させ、不祥事根絶の徹底に向けた啓発を行う。
- ・「不祥事防止研修プログラム」中の体罰等に特化した項目とオンデマンド動画を視聴させることで、新たな気づきや自らの指導を見直し、体罰防止のために留意すべきことを自覚させる。
- ・部活動における体罰防止に向け、生徒主体の効果的な指導方法などを紹介したリーフレットを活用しながら、部活動指導の意識の転換を行っていく。

様式d

不祥事防止のための 心理と行動のワークシート

体 罰

[様式 d] 印象操作を目的とする
行為編

このワークシートは、平成 30 年度以降、実際に起きた埼玉県の実例から「体罰のうち印象操作を目的とするもの」に該当する複数の事例を抽出して共通する出来事や事故者の心理状態など*1 を分析し、認知行動療法の考え方*2 を取り入れて作成したものです。不祥事を起こすに至るまでには、行動に先立つ思考過程のパターンがあります。ワークシートを使って自分をモニタリングしてみましょう。

*1 掲載に当たっては実際の事例を参考に、改変を加えている。

*2 問題のある行動につながる考え方の癖、いわゆる認知の歪みを認識して、適切な考え方・行動へ向かわせる手法

出来事			不祥事へ向かわせる 心の声	不祥事を思いとどまらせる 心の声
日常の出来事や発覚時の状況を 自分事としてたどってみましょう。			出来事に対応する心理としてあなたの思いに近い方の□にチェックを入れ、更に思い浮かべることがあれば()の中に記入しましょう。	
日常	厳しい指導スタイル	毎年度、自分の熱血指導を望んで入部してくる生徒が多くいる一方で、反感を抱く生徒や、ついていけずに退部する生徒も一定数いる。	☐ 部活を強くすることは、自分の生きがいだ。OBや保護者からも期待されている。部員は、自分のやり方に従えば間違いない。 ()	☐ 大人が過度に生徒を追い詰めて、心身の健康を損ねさせてしまうケースはないだろうか。生徒の自主性を育てていけば、時間はかかるが、きっと結果に表れるだろう。 ()
	暴言	何度も道具を忘れてくる部員に対し、「てめえバカか。使えない。死んだ方がいい。」と罵声を浴びせた。	☐ 忘れ物をしないことは当たり前。何度言っても分からないのだから強い言葉で叱られて当然である。 ()	☐ 人権を侵害する言葉は許されない。カッときたら、発言の前に6秒間、クールダウンの時間を置こう。 ()
	暴言	退部を申し出る部員に「ここで辞めちまうのか。この後の人生も絶対に上手いじゃない。お前は一生負け組だ。」と言った。	☐ 諦めてほしくない。道を逸れずに生きるには部活を頑張ることしかない、と伝えるための声掛けだ。生徒のためを思って言っている。 ()	☐ 最終的には生徒自身が決めること。奮起を促すためとはいえ、生徒の人格や将来を否定するような言葉を使うのはもってのほかだ。 ()
	物投げつけ	練習中、部員たちの向上心が足りないように感じられたため、椅子を床に投げつけた。部員全体の動きが止まり、皆、自分の話に聞き入った。	☐ 自分なりの愛情がある行為だ。発破をかけるのに必要な行為だ。自分の話をしっかり聞くようになり効果的だ。 ()	☐ 本当に自分の意図が正しく伝わるだろうか。威嚇で支配するのではなく、言葉で伝えて皆に考えさせよう。 ()
	身体侵害	生徒指導上の問題で生徒を指導したと同僚から聞いた。部員であったため、個別に呼び出して平手打ちした。生徒は「自分が悪いので叩かれて当然です」と言った。保護者には感謝された。	☐ 礼儀作法から、精神の鍛錬にわたるまで面倒を見ている。顧問に恥をかかせるな。生徒、保護者とも納得している。やむを得ない時もあるだろう。 ()	☐ わからせるためには手をあげることも必要、という誤った認識を植え付けてしまう。どんな場合でも、体罰は許されない、恥ずべき行為だ。 ()
身体侵害	練習試合で、ミスした部員にボールを投げつけた。全員に整列させ、「何度も同じミスをするな」と恫喝して、肩を叩いたり頭を叩いたりした。	☐ 苦しみに耐えることで精神力を鍛えさせて強いチームを作りたい。自分も過去にこういう指導に耐えたからこそ成長できた。 ()	☐ 時代の変化を受け止め、力で委縮させずに意欲を高める指導をしていこう。ミスが起きる原因を分析して、練習の改善につなげよう。 ()	
発覚	教育委員会に匿名の手紙があり、事実確認が行われて発覚。事情聴取を受けた。処分を受けた。顧問を辞めることになった。	顧問を降ろされ、大事にしてきた部活動に携わることができなくなった。部員は、体罰を問題視する者、擁護する者、部活を離れる者などで気持ちがバラバラとなり、人間関係も崩れてしまった。長いこと信じてきた指導は間違っており、自分は部活を壊してしまったのだ、と気が付いた。		

セルフトーク 自分自身のモニタリングをしてみましょう。

「不祥事へ向かわせる心の声」が強いところや、「不祥事を思いとどませる心の声」が弱いところがありましたか。それはどこでしたか。
(記入しましょう)
あなたが、確実に踏み留まれると考える行為はどれですか。何故そのように思いますか。
(記入しましょう)
あなたにも事故者の特性と共通するものがないか考えてみましょう。 ◆参考◆ 事例分析から見た事故者の特性の共通点 (ここに掲げた特性に当てはまる者全てが問題のある行為を行うわけではありません。多くの教職員に当てはまるものもあります。) 部活の部員に対しては生活態度や学習面においても、他の生徒よりも特に目をかけている／部員の「勝ちたい気持ち」「向上心」を重視している／チームには厳しさが必要だと考えている ／自分の指導のやり方を周りにわかってもらいたいと考えている／日常から言葉遣いが荒い／「てめえ」「おめえ」と言う言葉で生徒を呼んでいる
(記入しましょう)
あなたが今、大切にしたいと思っていることは何ですか。(あなたが「大切にしたいこと(人・物など)」は、不祥事を思いとどませるためのブレーキです。もし、あなたが不祥事を起こしてしまったら、「大切にしたいこと」を守ることができなくなってしまうかもしれません。)
(記入しましょう)

防止策 不祥事を食い止めるためにできることを考えましょう。

あなたの「不祥事へ向かわせる心の声」を「不祥事を思いとどませる心の声」に切り替える方策は何ですか。
(記入しましょう) 考え方 :
(記入しましょう) 具体的な行動:
あなたが同僚だった場合にできることは何ですか。
(記入しましょう)
あなたの職場には、児童生徒に対して威圧的な態度で接することが良しとされている雰囲気がありますか。
なし・あり(ある場合には具体的な内容を記入しましょう)
このような事故を起こした場合に問われる①～④の責任について、それぞれ具体的に考えましょう。
(記入しましょう) ①行政上の責任: ②刑事上の責任: ③民事上の責任: ④社会的な責任:
同じような事故を、あなたの職場で絶対に起こさない・起こさせないようにするために、みんなで取り組めることを考えましょう。
(記入しましょう)